

# 転出 様

今立総合支所 マークのあるものは、  
総合支所でも受付しています。

に関連するおもな手続き

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方	・転出先でマイナンバーカードの継続 利用及び住所変更が必要です ・署名用電子証明書は転出予定日 で失効します。	(お持ちの方) ・マイナンバーカード		転出先の市区町村	
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	転出前でもお受け取りは可能です。 転出された後は、新しいご住所で再 度交付申請が必要になります	※転出元、転出先それぞれの市 区町村にご相談ください		③住所・戸籍(1階) 0778-22-3001 今立総合支所 あるいは、転出先の市 区町村	
	印鑑登録をしている方	転出予定日で失効します。(カードの 返却)	・印鑑登録証		③住所・戸籍(1階) 0778-22-3001 今立総合支所	
※資格確認書、受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です。						
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の資格喪失 ・資格確認書の返却	・資格確認書			
	→ 修学のために転出する方	転出先で引き続き越前市の国民健 康保険を使う手続き	・在学証明書			
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方		・在園証明書			
	→ 世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受 取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください			④保険・年金(1階) 0778-22-3002	★
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の返却	・資格確認書			
→ 県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有) ※転出先へ提出してください					
国民年金の方で海外へ出国する方	国民年金の任意加入(希望の方のみ)	・通帳 ・金融機関の届出印			今立総合支所	★
こども	小学生・中学生のお子さんがある方	転校手続き (区域外の通学を希望される場合は学校教育 課へご相談ください。)	※学校にご相談ください		学校で手続きをして ください	★
	小学生・中学生のお子さんがいて、 就学援助を受給している方	就学援助費受給資格喪失届	※学校又は教育振興課にご相談 ください		学校 教育振興課(5階) 0778-22-7452	★
	乳幼児健診・予防接種の未受診分がある方	本市での手続きは不要です 転出先でお問い合わせください	※転出先の市区町村にご相談 ください		転出先の市区町村	
	妊娠中の方	妊婦健診等本市での手続きは不要 です 転出先でお問い合わせください	※転出先の市区町村にご相談 ください		転出先の市区町村	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き			⑦子ども・子育て (1階) 0778-22-3006	★
	幼稚園に入園しているお子さんがいる方	退園手続き	※幼稚園にご相談ください		幼稚園で手続きをし てください	★
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0歳～18歳の年度末まで)	受給者証の返却	※子ども医療費受給者証 転出後は越前市の受給者証は使えま せん。		⑦子ども・子育て (1階) 0778-22-3006 今立総合支所	
	児童手当を受給している方 (0歳～18歳の年度末まで)	消滅届 児童手当別居監護申立・住所変更 届 (子のみ転出の場合)	・子のみ転出の場合は子のマイ ナンバーが確認できるもの			
ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更  ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失	※⑦番窓口でご相談ください  ・ひとり親家庭等医療費受給者証		⑦子ども・子育て (1階) 0778-22-3006	★ ★	
高 齢	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	保険証の返却	・介護保険証			
	→ 要介護認定等を受けていた方(申請中の方も含む)	転出先で認定手続きが必要です (14日以内)			⑧高齢者・介護保険 (1階) 0778-22-3715 今立総合支所	
	→ 住所地特例に該当する施設に転出する方	後日、新しい住所に新たな介護保険証を 送付します				
障 がい	重度心身障がい者の医療費受給者証を お持ちの方	受給者証の返還	・重度心身障害者医療費受給者 証(交付されている方)			
	障害福祉サービスを受けていた方	障害福祉サービス受給者証の返還	サービス受給者証		⑨障がい福祉(1階) 0778-22-3004 今立総合支所	
	障がい者手当を受けていた方 (重症心身障害者等手当・障害児福祉手当・特別障害者手当)	資格喪失、手当の未支払い分の振 込みの手続き				
税・料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	インターネットまたはお電話でお手続 きください。 (Web検索: 福井県電子申請サービ スで越前市を選択し、「水道 中止」と検 索)		上下水道お客さまセ ンター (4階)0778-22-7929	
	原付バイク・小型特殊・農耕車を所有している方	廃車の申告(軽自動車税)	※⑩番窓口でご相談ください		⑩税の窓口(1階) 0778-22-3014 今立総合支所	★
	軽自動車(二輪を除く)を所有している方	※軽自動車検査協会福井事務所でご相談ください			軽自動車検査協会 050-3816-1774	★
	125ccを超える二輪車を所有している方	※福井運輸支局でご相談ください			福井運輸支局 050-5540-2057	★
	海外に転出される方	納税管理人のご相談			⑩税の窓口(1階) 0778-22-3014	★
	未納となっている税金等のご相談	納税相談			⑩税の窓口(1階) 0778-22-3015	★

裏面に続く

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	問合せ窓口	受付済
<b>その他</b> 市営住宅を退去する方	市営住宅の退去等の手続き	※建築住宅課でご相談ください		建築住宅課 (4階) 0778-22-3074	★
市営墓地・霊園の利用者の方	住所変更手続き	※⑤窓口サービス課でご相談ください		⑤窓口サービス課 (1階)0778-22-3001	★
パートナーシップ宣誓をしている方 (双方ともに転出された場合のみ)	受領証及び受領証カードの返還	・パートナーシップ宣誓制度受領証等返還届出書(様式第7号) ・本人確認書類 ・受領証及び受領証カード(2人分)		市民協働課ダイバーシティ推進室(5階) 0778-22-3292	
パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに参加している自治体へ転出される方 <small>※連携自治体については市ホームページ「越前市パートナーシップ宣誓制度」からご覧いただけます</small>	なし <small>※越前市で交付された受領証及び受領証カードについては、転出先にてパートナーシップの継続申告の際に提出してください</small>	なし		市民協働課ダイバーシティ推進室(5階) 0778-22-3293	★

## マイナンバーカードを利用した転出届出時の注意点

問合せ先: 窓口サービス課

転出証明書の発行について	マイナンバーカードを利用した転出時には、原則「紙の転出証明書」は発行されません。マイナンバーカードを持参して、転入先の自治体で転入手続きをしてください。(暗証番号が必要です)
転入届が出来る期間	実際の転入日から14日以内 ※実際の転入日から「14日」を経過した場合、または転出予定日から「30日」を経過した場合は、マイナンバーカードを利用した転出ができなくなり、越前市で再度手続きをして「紙の転出証明書」を取得する必要があります。
マイナンバーカードの継続利用手続き	転入した自治体でも引き続きマイナンバーカードを利用することができます。転入日から「90日以内」に転入先自治体で手続きを行ってください。 ※転入日から90日を経過するとマイナンバーカードが失効しますのでご注意ください。

## Q.こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまっただ。	→転出証明書は有効ですので、早急に新しい住所の市区町村役場に転入届を出してください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村に転入届を出してください。 ※ただし、国外への転出となった場合は越前市に届出をしてください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→取消の手続きが必要です。 早急に取消の手続きをしてください。※お手持ちの転出証明書を必ずご持参ください。
転出手続きをした後、転出予定日まで越前市の住民票や印鑑証明書が必要になった。	→転出証明書、本人確認書類(免許証等)を持参し、住所・戸籍窓口へ申し出てください。
転出証明書をなくしてしまった。	→越前市で転出証明書の再発行が必要です。手続きにお越しください。



越前市役所

〒915-8530  
越前市府中一丁目13番7号

今立総合支所 のマークがあるものは…

☎ 0778-22-3000(代表)

受付時間 あさ8時30分～夕方5時  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はおやすみです)

今立総合支所(あいぱーく今立)でも各種手続きが可能です。  
ただし、受付できる手続きは内側の表でご確認ください。

R8. 4月版

越前市ホームページ <http://www.city.echizen.lg.jp>

# お客様手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ

このチェックシートを忘れずにお持ちください。

## 転出届

・転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です  
(転出するまでに届出ができなかった場合は、転出後14日以内に届出してください)

### 《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は  
「印鑑登録証」または「たんなんカード」、「住民基本台帳カード」  
国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証等
- ・国外に転出される方でお持ちの方は  
「マイナンバーカード」またはマイナンバーの「通知カード」

新しいところに住み始めた翌日から数えて、  
**14日以内**に転出先の市区町村で転入届が必要です

## 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証＞

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・資格確認書
- ・介護保険証
- ・年金手帳又は年金証書

関連する手続きは内側にあります。

必要な書類がそろわない手続きは、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

## 代理人の方が手続きするときは

- 1 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 2 代理人の方でも手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 3 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。